

周産期専門医資格更新認定試験 告示

一般社団法人 日本周産期・新生児医学会 『周産期専門医制度規定』中の「周産期専門医資格更新認定試験実施規定」に示す周産期専門医資格更新認定試験を、下記のように実施する。今回は、2013年に周産期専門医を取得・更新した方を対象に、専門医としての5年間の実績の評価とインターネット試験を実施する。

2018年3月15日
一般社団法人日本周産期・新生児医学会
理事長 和田和子
専門医制度委員会 委員長 左合治彦
副委員長 楠田 聡
田口智章

第7回周産期専門医(新生児)資格更新認定試験 第5回周産期専門医(母体・胎児)資格更新認定試験 —実施要領—

I. 受験資格

1. 日本国の医師免許(医籍)を有する。
2. 基本学会である日本小児科学会、日本産科婦人科学会のいずれかの専門医である。
3. 専門医資格更新を申請する時点で、継続して日本周産期・新生児医学会会員であり、会費を完納している。
4. 通算5年間、周産期医療に従事し、周産期専門医資格更新認定試験出願書を提出している。
5. 5年間の取得単位の合計が50単位以上かつ必須項目の合計が30単位以上ある。
単位の詳細は【単位の解説】(p4)を参照する。

II. 出願書類

下記に示す書類をそろえて、III. の出願期間内に日本周産期・新生児医学会事務局宛に簡易書留で送付する。出願書類に著しい不備、不足があった場合受験できないこともあるので出願前に必ずチェックする。

1. 周産期専門医資格更新認定申請書
2. 診療実績報告書
3. 研修単位となる業績一覧
4. 日本国医師免許証のコピー
5. 日本小児科学会・日本産科婦人科学会いずれかの専門医認定証のコピー(現在有効)

III. 出願期間及びインターネット試験期間

2018年8月1日(水)～2018年9月25日(火)

上記期間中に、「Ⅱ. 出願書類」に記載した書類の提出及びインターネット試験を行う。

Ⅳ. 出願における注意事項

1. 提出された申請書類に著しい不備、不足等があった場合、受理しないことがある。また、訂正、再提出を求めることもあるが、指定期限内に到着しない時は更新資格を失う。
2. 出願書類の受理通知は5日以内(土・日・休日は除く)にメールで送信する。受理通知が届かない場合は必ず事務局に問合せ。 問合せがない場合は受験資格を失うこともある。

Ⅴ. 認定試験

1. インターネットで試験を行う(30問)。
※インターネット試験の詳細について、7月下旬に対象者にメールで連絡する。
2. 医師国家試験方式のMCQ形式に準じた形式とする。
3. 内容は最新の知識を問う問題、学会のシンポジウムや話題になったトピックス、最新のガイドライン、この5年間での新しい問題点など、専門医として知っておくべき内容とする。
4. 全問正解をもって合格とする。

Ⅵ. 受験料

不要とする。

Ⅶ. 合否決定

専門医試験委員会は試験の適否を、専門医認定委員会は試験結果の評価と受験者に関する諸資料を総合して合否の決定を行う。

Ⅷ. 合格発表

11月初旬に学会ホームページの「専門医関連」に専門医の登録番号で発表するので確認すること。機関誌には第4号に掲載する。

Ⅸ. 資格更新の登録

1. 合格者は、登録料20,000円を添えて学会に登録を申請する。
2. 学会は上記登録の申請があった者に対して専門医として登録するとともに、専門医認定証と指導医資格認定証を交付する。

登録料は郵便振替で下記口座へ納入する。

口座番号 00100-6-704183

口座名称 一般社団法人日本周産期・新生児医学会専門医制度委員会

(イツパンシヤダンハウジン ニホンシユウサンキ シンセイジイガクカイ)

他の金融機関からの振込用口座番号 〇一九(ゼロイチキユウ)店 当座 0704183

ネットバンキングの場合の口座名称

シヤ)ニホンシユウサンキ シンセイジイガクカイ(全てカタカナ全角)

(誤)シャ→(正)シヤ

X. 延長申請

資格更新認定の延長を希望する者は、「専門医資格更新認定延長申請書」を6月下旬までに事務局宛てに簡易書留で送付する。

XI. その他

告示についての補足や更新試験関連情報が学会ホームページの「専門医関連」に掲載されることがあるため、最新情報は学会ホームページで確認すること。

【書類の送付先・問合せ先】

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 2-30 日本周産期・新生児医学会 事務局

TEL 03(5228)2074 FAX 03(5228)2104 E-mail: senmoni@jspnm.org

更新試験に関する質問等はメールで問合せること。原則として電話での問合せには応じない。

更新試験については、『周産期専門医制度規定』の「周産期専門医資格更新認定試験実施規定」を参照すること。

【単位の解説】(研修単位となる業績について)

5年間に以下の項目の合計が50単位以上かつ必須項目*の合計が30単位以上ある。

- 1) 学術論文の発表 10 単位
周産期・新生児学関連の学術論文を、専門医認定委員会が認める査読制度のある学術雑誌に筆頭著者または corresponding author として発表。
- 2) 参加 10 単位＋筆頭演者として発表 10 単位
 - ① 本学会の学術集会*
 - ② 周産期学シンポジウム*
 - ③ 本学会が主催する教育関連セミナー* (指導医講習会 A コース)
- 3) 学術論文の発表 5 単位
 - ① 周産期・新生児学関連の学術論文を、専門医認定委員会が認める査読制度のある学術雑誌に共著者として発表。
 - ② 上記①以外の周産期・新生児学関連の学術論文を、筆頭著者として発表(専門医認定委員会の審査が必要)。
- 4) 参加 5 単位＋筆頭演者として発表 5 単位
 - ① 日本小児科学会
 - ② 日本産科婦人科学会
 - ③ 日本小児外科学会
 - ④ 日本麻酔科学会
 - ⑤ 日本新生児成育医学会
 - ⑥ 日本新生児成育医学会教育セミナー
 - ⑦ 日本母体胎児医学会
 - ⑧ 日本糖尿病・妊娠学会
 - ⑨ 日本小児外科学会秋季シンポジウム
 - ⑩ 国際学会(周産期・新生児学に関連する演題について、筆頭演者として発表した場合)
- 5) 参加 2 単位＋筆頭演者として発表 2 単位
本学会が認める周産期・新生児学関連の学会または研究会
*学会ホームページ専門医制度(共通)の「研修単位となる学会, 研究会一覧」を参照
- 6) 新生児蘇生法講習会のインストラクター5 単位(補助は含まず)
- 7) その他, 上記以外の学会または研究会については, 専門医認定委員会に申請のうえ審査する。